

対象施設等

1

- (1) 老人福祉法第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームであって、その入所定員が 30 人以上であるもの
- (2) 老人福祉法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム
- (3) 老人福祉法第 20 条の 6 に規定する軽費老人ホームであって、その入所定員が 30 人以上であるもののうち、指定特定施設入居者生活介護事業（介護保険法第 41 条第 1 項本文の指定に係る同法第 8 条第 1 項に規定する居宅サービス事業（同条第 11 項に規定する特定施設入所者生活介護を行う事業に限る。）をいう。）を行うもの
- (4) 老人福祉法第 5 条の 2 第 4 項に規定する老人短期入所事業を行うために(1)及び(2)に掲げる施設に併設される居室（以下「老人ショートステイ用居室」という。）
- (5) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（山口県条例第 35 号）第 20 条第 1 項第 1 号に規定する指定訪問看護ステーション

2 前項の対象施設のうち、「社会福祉施設等の立地に関する指導要綱（平成 22 年 7 月 12 日付け平 22 厚政第 442 号山口県健康福祉部長通知）」第 11 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合（同条第 2 項により同条第 1 項を適用しないものとされる場合を除く。）は、対象としない。

3 この事業の対象となる整備は、次の表のとおりとする。

対 象 施 設	整 備
特別養護老人ホーム	創設、増築及び改築 *創設及び増築は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年山口県条例第 33 号）第 13 条に規定するユニット（以下「ユニット」という。）により構成されるものに限る。 *改築は、ユニットを基本としながら、地域における特別の事情を踏まえ、知事が特に認める場合は、従来型（多床室）の整備も認めるものとする。
養護老人ホーム	創設、増築及び改築 *創設は、定員を増加させずに設置者のみが増える場合に限る。増築は、他の養護老人ホームの同数以上の定員減少を伴うものに限る。
軽費老人ホーム （ケアハウス）	創設及び改築 *軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定め

	<p>る条例施行規則（平成 24 年山口県規則第 7 0 号）第 2 条第 3 項の基準を満たすものに限る。</p> <p>*改築は、A型の施設が行う場合に限る。</p>	
老人ショートステイ用居室	特別養護老人ホーム併設	<p>創設、増築及び改築</p> <p>*創設及び増築は、ユニットにより構成されるものに限る。</p> <p>*改築は、ユニットを基本としながら、地域における特別の事情を踏まえ、知事が特に認める場合は、従来型（多床室）の整備も認めるものとする。</p> <p>*増築は、本体改築に伴うものでユニット構成に不足する数に限る。</p>
	養護老人ホーム併設	創設及び改築
訪問看護ステーション	創設	
<p>備考</p> <p>1 「創設」とは、新たに施設を整備すること（定員を増加させずに設置者のみを変更する場合を含む。）をいう。</p> <p>2 「増築」とは、既存の施設の定員を増加するための整備を行うことをいう。</p> <p>3 「改築」とは、既存の施設の定員を増加させずに、建物を取り壊して新たに整備することをいう。（一部改築を含む。）</p>		